

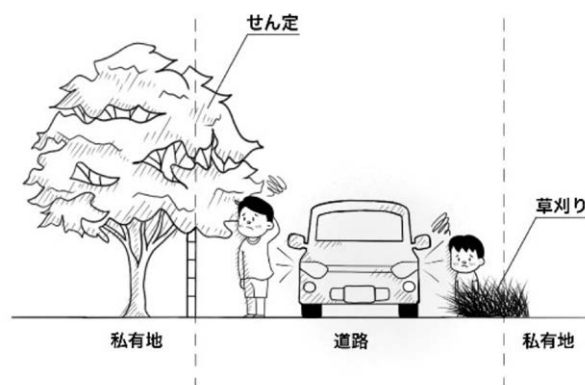
私有地の適正な管理について

土地をお持ちのみなさんへ

- 雑草は、5月に入ると急速に生長が始まり、梅雨の時期に栄養を蓄え、夏に向けて大きく生長し、10月頃まで繁茂し続けます。このため年1回の除草では十分ではありません。
雑草の種類や生長に応じて、年2回以上の除草が必要です。
- 自身で除草ができない場合は、専門業者などをお願いしてください。
- 土地が管理されておらず、草が繁茂していると、ごみなどが捨てられてしまいます。捨てられたごみをそのまま放置すると、次々にごみが捨てられてしまいます。
捨てられたごみは、その土地の所有者が管理責任として処理しなければなりません。
所有地の定期的なパトロールや看板の設置など適正な管理を行ってください。

道路上から張り出している樹木等の管理について

- 私有地から道路上に樹木や草が張り出していると、歩行者の通行に支障をきたすほか、見通しが悪くなり、交通事故の原因にもなります。
私有地から、張り出している樹木等は土地所有者のものです。張り出している枝などで事故や怪我をされた場合は、その土地の所有者に損害責任が発生する場合があります。(民法第717条・道路法第43条)
樹木等の適正な管理をお願いいたします。



まちづくり整備課 環境管理担当
☎内線 153・156

生けがきを設置する方に補助金を交付します

町では、地域の緑化を推進するため、生けがきを新たに設置する方に補助金を交付しています。

補助対象（抜粋）

- ・生けがきは道路または隣地境界線に3メートル以上沿っていること。
- ・樹高はおおむね地上1.5メートル、樹幅はおおむね50センチメートルであること。
- ・生けがきの前面の構造物の素材が、石やコンクリートブロック等の場合は、構造物の地上高が60センチメートル以下であること。

補助金額

経費の2分の1の額とし、3万円を限度とします。

まちづくり整備課 まち企画担当
☎内線 157

景観樹木等の指定候補を募集します

町では、多くの町民に愛され親しまれている樹木および樹林で、その景観が優れ、町民生活に潤いを与えているものを、「景観樹木等」として指定しています。

主な指定基準

- ・樹木又は樹林を保存する必要があると町長が認めるもの。
 - ・（景観樹木の場合）高さが15メートル以上
 - ・（景観樹林の場合）概ね2ヘクタール以上であるもの。
- ※その他指定基準あり。審査を経たうえで、指定の決定を行います。

まちづくり整備課 まち企画担当
☎内線 157

町営住宅の入居者を募集しています

住宅名	上野第1住宅	上野第2住宅	上野第3住宅
所在地	越生町大字上野 1115 番地		
募集部屋	301・302・303・401・402・403号室	401・402号室	201・302・303・403号室
間取り	和室2室(6畳・6畳)、板の間(約3畳)、台所(約4畳)、トイレ、洗面所、浴室	和室2室(6畳・6畳)、板の間(約3畳)、台所(約4畳)、トイレ、洗面所、浴室	和室3室(6畳・6畳・4.5畳)、台所(約4畳)、トイレ、洗面所、浴室
建築年度	昭和49年度	昭和50年度	昭和52年度
家賃	12,900円～21,800円	13,100円～26,600円	16,300円～37,500円

※収入により家賃を決定します。

・応募資格

- 町内に住所または勤務場所があること
- 現在同居または同居しようとする親族があること
(例外有り。詳しくはホームページまたは下記までお問い合わせください。)
- 現在、住居に困窮していることが明らかなこと
- 収入基準は月額15万8千円以下(障がい者・高齢者等の世帯は21万4千円以下)
- 町税を滞納していないこと
- 入居者や同居者が暴力団員ではないこと

・申込方法

まちづくり整備課窓口へ申込書を提出してください。
申込書はホームページまたは窓口に備え付けております。

・その他

申込みは先着順となり、入居の申込みがあった住宅は、受付を終了します。

まちづくり整備課 環境管理担当 ☎内線 153・156

町・県民税の納税通知書(普通徴収分)の発送について

令和7年度町・県民税の納税通知書(普通徴収分)を、6月10日(火)に発送する予定です。お手元に届きましたら内容をご確認ください。

なお、納税通知書の発送に伴い、同日から、令和7年度(令和6年分の所得)の「住民税決定証明書」「所得証明書」「非課税証明書」が、税務課窓口及びマルチコピー機が設置されているコンビニエンスストア等で発行可能となります。

税務課 課税担当
☎内線 134・135